瑞宝双光章を授ける（各通）　安藤　旭
瑞宝単光章を授ける（各通）（二月二十六日）　田村　治
瑞宝小綬章を授けた　武井　耕作
瑞宝双光章を授けた　中山　國西　忠善　林　小助　川　正道　卓郎　寺島　繁人
瑞宝単光章を授けた（宮城県警察部）　川合　一三　森本　山口　伸子　田村　健吾
瑞宝単光章を授けた（高エネルギー物理学研究所名誉教授）　岩崎　博　（以上二月十三日）　善當　達雄
瑞宝中綬章を授けた　溝上　幸徳
瑞宝小綬章を授けた　浅井　徹　宇部　義行　小磯　利夫　竹林　俊雄　屋本　藤　士　平野　隆一　牧野　伊　佐祖　生男　若林　昭男　森下　雅好　藤本　義男　中島　道義　若林　男夫　（各通）

瑞宝小綬章を授けた（三月五日）　石田　香
瑞宝小綬章を授けた（二月二十八日）　西山　昇
瑞宝双光章を授けた（各通）（二月二十六日）　竹山　實　柴田　彦　伊波　清安　杉本　喜久二　江守　寛　高橋　守　大内　禮　遠藤　佐登　橋本　潔　林　伊　佐祖　生男　小磯　利夫　溝上　幸徳
瑞宝単光章を授けた（以上二月二十五日）　岩崎　博
瑞宝双光章を授けた（各通）　八木　育夫　吉田　勝夫　林　酒井　博明　橘　永平　四郎　神　宏和　望月　嘉男　榊原　福男　橋本　宏和　望月　嘉男　榊原　福男　八木　育夫　吉田　勝夫
瑞宝小綬章を授けた　教授）　佐光　照雄
瑞宝中綬章を授けた（新居浜工業高等専門学校名誉教授）　尾形　四郎　學
瑞宝単光章を授けた（福島大学名誉教授）　武井　昭夫　（以上二月二十四日）　久保杉　榮
瑞宝単光章を授けた（各通）　大出　德雄　沖手

官　庁　報　告

官　庁　事　項

登録操縦士免許証更新講習の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十九の規定により次の操縦士免許証更新講習を登録したので、同法第二十三条の三十において準用する第十七条の十五第一号の規定により、公示する。

平成二十七年四月二日　国土交通大臣　太田　昭宏

(一)　登録年月日　平成二十七年三月十八日
(二)　登録番号　操更講第八十七号
(三)　登録操縦士免許証更新講習実施機関の名称　秋山　満
(四)　住所　宮城県仙台市泉区虹の丘二丁目一六一四
(五)　登録操縦士免許証更新講習事務を行う事務所の名称及び所在地　秋山海事法務事務所　宮城県仙台市泉区虹の丘二丁目一六一四

登録操縦士免許証失効再交付講習の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第八十四条の二の規定により次の操縦士免許証失効再交付講習を登録したので、同規則第八十四条の四において準用する第八十四条の二十二第一号の規定により、公示する。

平成二十七年四月二日　国土交通大臣　太田　昭宏

(一)　登録年月日　平成二十七年三月十八日
(二)　登録番号　操失講第八十七号
(三)　登録操縦士免許証失効再交付講習実施機関の名称　秋山　満
(四)　住所　宮城県仙台市泉区虹の丘二丁目一六一四
(五)　登録操縦士免許証失効再交付講習事務を行う事務所の名称及び所在地　秋山海事法務事務所　宮城県仙台市泉区虹の丘二丁目一六一四

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、南海フェリー労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成27年４月８日午前９時以降、同組合の組合員が従事する南海フェリー株式会社の全職場（和歌山県及び徳島県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成27年４月２日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

公　告

諸　事　項

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第３号の規定に基づき、平成27年３月23日に土地家屋調査士業務の禁止の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成27年４月２日

大津地方法務局長　竹中　章

記

氏名　宮崎　義光
所属する土地家屋調査士会　滋賀県土地家屋調査士会
登録番号　滋賀第274号
事務所の所在地　滋賀県長浜市湯次町175番地
違反行為　土地家屋調査士法違反等

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第１号の規定に基づき、戒告の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成27年４月２日

大津地方法務局長　竹中　章

記

氏名　谷口　一人
所属する土地家屋調査士会　滋賀県土地家屋調査士会
登録番号　滋賀第215号
事務所の所在地　滋賀県大津市中央三丁目３番19号
違反行為　土地家屋調査士法違反等

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年４月２日

関東地方整備局長　越智　繁雄

1　処分をした年月日　平成27年３月19日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　奥井建設株式会社　代表取締役　古﨑　剛　東京都江東区亀戸２－39－４－101　国土交通大臣許可（般－24）第24829号
3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令
(1)　停止を命ずる営業の範囲
建設業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。
（注１）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。
（注２）「民間工事」とは、上記（注１）以外の建設工事をいう。
（注３）「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。
(2)　期間
平成27年４月３日から平成27年５月17日までの45日間